

原子力事故災害からの復興加速化に向けて

～全ては被災者と被災地の再生のために～

**自由民主
公明党**

平成25年11月11日

目 次

はじめに -----	2
1. 新しい生活の支援と健康管理・健康不安対策 -----	3
(1) 早期帰還の促進 -----	3
(2) 双葉郡全体の将来像の明確化 -----	4
(3) 新しい生活を始めるための支援強化 -----	4
(4) 健康管理・健康不安対策 -----	5
2. 原子力損害賠償 -----	5
3. 除染・中間貯蔵施設の加速 -----	6
(1) 除染加速のための計画見直し -----	7
(2) 中間貯蔵施設建設促進 -----	7
4. 廃炉・汚染水対策 -----	8
(1) 国と東電の責任分担の明確化 -----	8
(2) 政府の体制強化 -----	8
(3) 実施体制の明確化 -----	9
5. 国民の理解 -----	9

<参考資料>

- 被災市町村別復興進捗状況一覧(被災3県)
- 与党緊急提言フォローアップ(1次提言・2次提言レビュー一覧)

原子力事故災害からの復興加速化に向けて

～全ては被災者と被災地の再生のために～

はじめに

本年9月に、5年間の「集中復興期間」の折り返し点を迎えた。これまでわれわれは、「震災3年目の冬を希望持って迎える」ことを目標に、被災者の生活支援や被災地の復旧・復興対策に総力を挙げて取り組んできた。その結果、地震・津波の被災地域では、地域によって進捗に差はあるものの、インフラ復旧、住宅再建と産業・雇用の復興は着実に進みつつある。

しかし、原子力事故災害からの復旧・復興は遅れている。自民党内では、東日本大震災復興加速化本部に設置されている「原発事故被害者の生活支援及び事故収束に関する委員会」(額賀福志郎委員長)、「福島の再興に関する委員会」(岩城光英委員長)の提言、あるいは政務調査会の「資源・エネルギー戦略調査会」の考え方等の議論には、その強い認識と危機感が根底にある。

また、公明党内での議論も同様である。

共通した問題認識は、発災以前から存在した原子力事故災害に関する法律と、発災以後に制定された法律の枠組みの中で、原子力事故災害からの復興ができるであろうかという問題意識であり、すなわち、国の姿勢と東京電力のあり方についての問題提起である。

「今一度、国・東京電力・自治体その他事業者の役割と責任について検証し、それぞれが自己の持てる力を発揮することにより、オールジャパンで福島の再生を実現していく」ことこそが、本第3次提言の骨子である。

原子力事故災害からの復興の主要課題は、大きく以下の4点となる。

- 第1. 被災者の帰還促進とふるさと再興、さらに新しい生活を選ぶ方々への支援
- 第2. 原子力損害賠償
- 第3. 除染・中間貯蔵施設
- 第4. 廃炉・汚染水対策

これらについて、国と東電が、それぞれ、今何を為して、これから何を為さねばならないのか、それらについて自治体はどのような役割を担うのかを整理し、政府・与党は一体として緊密な連絡調整を行い、総合的に取り組んでいかなければならぬ。その際には、国の組織と財政のあり方、東電の組織と人材・企業力のあり方にも議論が及ぶのは必然である。

いずれにせよ、具体的な施策は国民の理解を得られることが大前提である。4項目それぞれについて、ここに提言として取りまとめるものである。

1. 新しい生活の支援と健康管理・健康不安対策

(1) 早期帰還の促進

本年8月、避難指示対象の市町村での区域見直しが全て完了し、福島の復興は新たな段階に入った。今後は、避難住民の早期帰還の実現に向けて、その障害となる様々な課題の解決を急ぐ。

① 除染とインフラの復旧

早期帰還の実現には、除染の実施とインフラの早期復旧が前提である。帰還可能な地域を優先するため、除染とインフラ復旧を整合的に実施することとし、計画や工程表の見直しを含め、全力を挙げて取り組むこと。

② 早期帰還を実現するための支援策の検討

- 早期に帰還する住民の方々は、帰還先のインフラや生活環境が完全に整う前に、復興に向けて先陣を切って頂くことになる。その困難を緩和するために、早期帰還に係る東電の賠償について、年内に結論を示すこと。
- 政府としても、避難者の方々が早期に帰還して生活を再開するための支援策として、何を為すべきかを検討すること。
- なお、故郷への帰還や転居の環境が整った段階で、早期に避難生活を終え、新しい自立した生活を促すべく、現在無償である仮

設住宅の賃貸料や医療費等の一定期間後の設定についても、自治体とも良く相談しつつ、適切な方向を示していくこと。

(3) 生活再開のための各種サービスの再開支援

- ・避難指示区域内で休業中の病院の(区域外への移設も含め)診療再開のための支援策を検討すること。
- ・商業施設の整備を加速することによる、生活の利便性と商業振興の両立及び雇用確保を図ること。
- ・帰還当初の治安上の不安払拭のためのパトロール等を強化すること。

(2) 双葉郡全体の将来像の明確化

双葉郡が震災前の豊かさを取り戻すためには、国が自治体と十分に協議を行い、長期的復興の足掛かりとなる、町内復興拠点や双葉郡内の復興拠点の絵姿、地域の将来像を示すことが必要である。

(3) 新しい生活を始めるための支援強化

避難者の方々の中には、帰還よりも新しい生活を選びたいという人も出てきている。先行きの見通せない避難生活を一刻も早く解消し、長期に帰還困難な地域の方々が今後の新しい生活を選択するために必要な判断材料を、国は自治体と共に検討して提示し、それぞれの判断に応じた支援を行う責任がある。

- 帰還困難区域において、除染による線量低減効果等も踏まえた放射線量低減と帰還の見通し(帰還困難区域において、地元の意向、何年後にどの程度の放射線量以下になり、今後何年間は帰還困難であるかも含む)を明確に示すこと。
- 国は、自治体の意向を十分に踏まえ、現在進めている「町外コミュニティ」の建設を急ぐとともに、町村内で新たな街づくりを選択する自治体には「町村内復興拠点」、帰還困難な場合には「町村外復興拠点」の絵姿、更には双葉郡全体の将来像を自治体と共に検討し、住民の方々に早期に示すこと。

- 転居を決めた住民の方々が移住先での住宅確保が容易になるよう、どのような賠償が可能かを検討し、年内に示すこと。
- 精神的損害等の賠償の終期を決めて一括して支払う等により、新しい生活を始める際に必要な生活資金の確保策を検討すること。

(4) 健康管理・健康不安対策

原災本部による「放射線量に応じた防護措置の具体化」の検討を急ぎ、結果を踏まえて必要な対策を講ずることにより、地域の方々の健康管理・不安払拭に最大限の努力を行うことが不可欠である。その際には、「場の線量」ではなく実際の「個人の線量」を基にし、被ばく低減を図るためのきめ細かな対策を講じていくこと。その上で、以下の点について所要の措置を講ずることが必要である。

- 地元と連携し、地元の主体的活動を継続的に支援するとともに、個人の線量データを体系的に管理できる体制を構築すること。
- 避難者の方々の帰還に対応して、防護の観点からも効果のある生活環境の整備・向上を、国が自治体と相談しつつ進めること。
- 地元に密着したリスク・コミュニケーションの強化を図り、地元及び国民の不安を解消すること。
- 地域の医療機関等の再開や保健師、医師等の確保を可能とする仕組みを確立すること。
- 子ども被災者支援法の基本方針に基づき、支援対象地域・準支援対象地域に対して、各施策を着実に実行に移すこと。

2. 原子力損害賠償

原子力損害賠償については、事故の原因者である東電が最後の1人まで責任を持って対応することが大前提である。避難生活を余儀なくされている方々に、自立して新しい生活に一刻も早く移行していただくためにも、個々人や世帯が受け取ることができる賠償総額の見通しを示した上で、できるだけ早期に賠償の支払いを完了することが重要である。

さらに、発災から2年半以上が経過したが、今でも風評被害が続いている。特に汚染水問題は、福島の水産業だけでなく近隣県にも風評被害を与えかねないという認識を持つ必要がある。

- 避難指示解除後の賠償の継続期間や早期帰還者の追加賠償のあり方について、年内に結論を出すこと。
- 一方で、避難指示が6年を超える場合の精神的損害の賠償に関して、状況に応じた追加賠償の方向を年内に示すこと。
- 移住先の住宅が確保できるための賠償のあり方として、新しい住宅が取得できるような賠償等の検討を急ぐこと。
- 原子力損害賠償に関する消滅時効に対して地元の不安の声が残されていることに鑑み、こうした不安を払拭するため、時効停止・延長に関する法的措置を含む対応策を、与党と連携して検討すること。
- 風評被害対策として、国は、放射線に関するモニタリングを徹底し、結果を国内外に正確かつ迅速に公表し、国が責任を持って安全性を説明すること。政府が一丸となって、風評被害対策を強化すること。

3. 除染・中間貯蔵施設の加速

一刻も早い除染の実施と中間貯蔵施設の建設は、福島の復興にとって最重要かつ急務の課題であるが、進捗が遅れており、取組みを加速化する必要がある。本年10月に訪日した国際原子力機関(IAEA)が公表したフォローアップミッション報告書では、専門識者の客観的な指摘として、以下の評価と助言が記されている。

- 除染を実施している状況では、1～20mSv/年という範囲のいかなるレベルの個人被ばく線量も許容し得るもので、国際基準や勧告等に整合している。
- 政府は、人々に、1mSv/年の追加個人線量が長期の目標であり、例えば除染活動のみによって短期間に達成し得るものではないことを説明する更なる努力を行うべきである。

- 長期的な目標の達成には段階的なアプローチを講ずるべきである。それによって生活環境の向上のために不可欠なインフラ復旧に資源を再配分できる。

(1) 除染加速のための計画見直し

① 帰還可能な区域の除染の優先的実施

- 市町村と相談し、早期帰還工程表と整合的な除染工程表を作成する。当面、帰還可能な区域を優先して、除染に投入する資源を集中すること。

② 作業の効率化の追求

- 除染とインフラ整備を一体的・整合的に実施し、より効率的・円滑な除染を実現すること。
- 除染対象地域の荒廃家屋等の解体に関して、自治体とも相談しつつ、基本の方針を示すこと。解体範囲や費用分担のあり方を明確にしながら、総合的な対策を構築すること。
- 市町村が担当している除染についても、環境省において適切にフォローアップすること。

③ 除染における国の役割

- 現在計画されている除染を実施した後の更なる取組については、国は、復興のインフラ整備・生活環境整備という公共事業的観点から、帰還者・移住者の定住環境の整備等、地域再生に向けた取組みとして検討すること。

(2) 中間貯蔵施設建設促進

中間貯蔵施設については、地元の理解を得て、現在2町でボーリング調査が終了し、残る1町においても調査が始まった。早期建設に着手できるよう、地元自治体の了解を得る努力を続けていくことが必要である。

- 中間貯蔵施設、減容化施設がどのような施設か、その安全性を

含めて地元自治体や住民の方々の理解を深め安心していただくためのリスク・コミュニケーションに有効と考えられる、目に見えるモデル実証施設の建設を、国が地元自治体と十分相談しながら検討すること。

- 中間貯蔵施設は、30年にわたって安定的に継続する事業であり、国が責任を持って管理し、最終処分場に搬送する必要がある。この施設建設・管理には、費用の確保を含めて国が万全を期すよう検討すること。但し、その際、復興財源を使うことがあってはならず、エネルギー施策の中で追加的・安定的財源の確保に努めなければならない。
- 中間貯蔵施設の運営管理の実施体制についても、独立行政法人や特殊会社等の専門組織の有用性について検討し、早期に結論を得ること。

4. 廃炉・汚染水対策

第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策を着実に進めることは、福島復興の大前提である。これほど大規模な事故からの廃炉は、世界でも経験の無い未知への挑戦であり、世界中が日本の対応に注目している。日本が世界の叡智を結集して最先端の廃炉技術を確立することは、今回の事態の収束・解決になるだけでなく、いずれ将来、廃炉を行わなければならない各国から、日本の廃炉技術や経験が求められることになるという認識を持って対処しなければならない。

(1) 東電と国の責任の所在の明確化

今回の原子力事故からの廃炉・汚染水対策を、東電のみで乗り切らせるることは困難である。今日、国がより一層前面に立たなければならぬ局面を迎えるに至っているという認識に立ち、国、東電、その他国内外の関係者が、それぞれの能力や資源（資金、人材、技術等）を結集し、まさに「総力戦」で国家プロジェクトを完遂しなければならない。

- 原子力事業や災害に関する各法律において、「国がより前面に出る」ための国の法的立場を明確にした上で、必要な資金の拠出や実施体制への関与のあり方・規模を早期に明確化すること。

(2) 政府の体制強化

現在、原子力事故災害の対応のために、原子力災害対策本部の下に複数の関係閣僚会議や組織等が設置されている。

- 原子力災害対策本部の下の「廃炉対策推進会議(汚染水処理対策委員会)」と「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議(汚染水対策現地調整会議、廃炉・汚染水対策チーム)」を整理・統合した上で、廃炉・汚染水対策の司令塔機能を含む国が前面に出る取組を一層強化するとともに、責任の所在を明確化すること。
- 事務局機能の強化を図るため、世界の叡智を取り入れ、民間の専門家の参加も得ること。

(3) 実施体制の明確化

廃炉作業は、本来東電が主体となって行うべきものではあるが、国が前面に立って作業を進めるためには、東電との責任分担だけでなく、実施体制も明確化することが必要である。

- 実施体制として、東電の廃炉事業部門を社内分社化することをはじめ、完全分社化する、独立行政法人化する等の様々な議論があるが、明確かつ実現可能な体制を構築すべく検討を行い、早期に結論を得ること。
- 本年8月に創設された「技術研究組合国際廃炉研究開発機構」と、原子力災害対策本部の事務局との有機的な連携を進めていくこと。

5. 国民の理解

廃炉・汚染水対策を、東電任せにせず国が前面に立ち、また、除染から復興のための基礎的インフラ整備という大きな公共事業的観点へと展

開していくという新たな政策への転換は、当然として国民の理解の下に進めなければならない。

そのためには、国が関与する大前提として、まずは東電自らの努力、さらにはより一層の徹底した社内合理化を進めることを含め、厳しい自己改革が必要である。その際には、経営者だけでなく、関係者を含めた企業としての東電全体が責任を果たすことが重要である。

一方、現実には、廃炉・汚染水対策の実施主体は、現場を熟知し、技術に精通し、現在も直接廃炉作業に取り組んでいる東電自身である。東電にこの困難な問題を解決するという高い士気と責任感、使命感がなければできないものであるし、そうでなければ、現場はかえって危険な状況になりかねない。

更に、東電は、廃炉・賠償・除染について責任を持ってやり遂げるだけでなく、電力供給という本来の公共的責任も果たさなければならない。今後とも、東電の経営を維持しながら、国と連携して諸課題に対応していく現実的な体制を考えていくことが不可欠である。

こうした観点から、東電が、賠償・除染等の負担によってエネルギー安定供給に支障が生じることのないよう、負担金の円滑な返済の在り方についても検討する必要がある。

2020年には東京オリンピック開催が決定しており、その際には、東日本大震災からの力強い復興を世界に示すことが、何よりも大切な日本からのメッセージであり、国家としての責任でもある。

なお、今般検討されている復興財源としての法人増税の一年前倒し廃止についての結論を得るに当たっては、政府に対して、復興財源の確保と福島再生について明確な方針を国民に示すことを求めたい。

<参考資料>

1. 被災市町村別復興進捗状況一覧(被災3県)
2. 与党緊急提言フォローアップ(1次提言・2次提言レビュー一覧)